

指定地域密着型サービス事業者の指定について

(1) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（社会福祉法人育福会）

- | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------|------------------|---|-----|----------|----|-----------|-------|----------|------|-----------------|------|------------------|-----|----|---------|-------------|---------|----|
| 1 | 事業主体 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ・法人名称 | 社会福祉法人育福会 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ・法人所在地 | 兵庫県西宮市一里山町14番1号 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | サービスの種類 | 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 事業所の名称 | 特別養護老人ホーム コティコート茨木東 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 | 事業所の所在地 | 茨木市鮎川一丁目12番7号
東圏域 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 | 事業開始年月日 | 令和7年8月1日 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6 | 利用者数 | 入所定員 29人（14人×1ユニット、15人×1ユニット） | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7 | 構造及び面積 | 木造兼鉄骨造 2階建 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ・居室面積 | 10.81㎡×29室 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | (基準上必要な面積 1室あたり 10.65㎡) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ・共同生活室の合計面積 | 95.51㎡（2ユニット分） | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | (基準上必要な面積 3.0㎡×利用定員) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 8 | 従業者 | <table border="0"> <tr> <td>管理者</td> <td>1名（常勤1名）</td> </tr> <tr> <td>医師</td> <td>1名（非常勤1名）</td> </tr> <tr> <td>生活相談員</td> <td>1名（常勤1名）</td> </tr> <tr> <td>看護職員</td> <td>2名（常勤1 非常勤兼務1名）</td> </tr> <tr> <td>介護職員</td> <td>15名（常勤10名、非常勤5名）</td> </tr> <tr> <td>栄養士</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>機能訓練指導員</td> <td>1名（非常勤兼務1名）</td> </tr> <tr> <td>介護支援専門員</td> <td>1名</td> </tr> </table> | 管理者 | 1名（常勤1名） | 医師 | 1名（非常勤1名） | 生活相談員 | 1名（常勤1名） | 看護職員 | 2名（常勤1 非常勤兼務1名） | 介護職員 | 15名（常勤10名、非常勤5名） | 栄養士 | 1名 | 機能訓練指導員 | 1名（非常勤兼務1名） | 介護支援専門員 | 1名 |
| 管理者 | 1名（常勤1名） | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 医師 | 1名（非常勤1名） | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 生活相談員 | 1名（常勤1名） | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 看護職員 | 2名（常勤1 非常勤兼務1名） | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 介護職員 | 15名（常勤10名、非常勤5名） | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 栄養士 | 1名 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 機能訓練指導員 | 1名（非常勤兼務1名） | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 介護支援専門員 | 1名 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 9 | 事業運営規程 | 別紙のとおり | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 10 | 食費 | 食費 朝食233円/回、昼食627円/回、夕食419円/回
おやつ166円/回 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 12 | 居住費等 | 家賃 2066円/日 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 13 | 事業者の経歴 | 平成26年12月に法人を設立。現在大阪市と西宮市で事業を実施している。本市では、令和7年4月1日から認知症対応型共同生活介護と地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を共に設立予定。 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 14 | その他 | AEDは建物内に1台設置予定。併設の認知症対応型共同生活介護事業所と共有のものとする。 | | | | | | | | | | | | | | | | |

参考 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護設備基準

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護設備基準

- ・居室：1 の居室の定員は、1 人とする
- ※入所者 1 人当たり床面積は 10.65 m²以上
- ・共同生活室：各ユニット入居定員×2 m²以上
- ・洗面設備及び便所
- ※居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数
- ・浴室：要介護者が入浴するのに適したものとする。
- ・廊下幅は 1.5 m 以上 ただし、中廊下の幅は 1.8 m 以上

指定地域密着型サービスの指定について

(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者の指定申請)

名称		特別養護老人ホーム コティコート茨木東	
		地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護人員・設備・運営基準	可否
事業内容		・特別養護老人ホーム(入所定員が29人以下であるものに限る)であって、地域密着型施設サービス計画に基づいて、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う。	○
人員基準	管理者	・地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者であること。 ただし、地域密着型介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等又は本体施設の職務に従事することができる。	○
	従業者	・医師:健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数 (サテライト施設では置かないことができる。)	○
		・生活相談員:常勤1人以上(サテライト施設では常勤換算方法で1以上。)	○
		・ユニットリーダー:ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置 ※当面は、各施設に2名以上配置でよい。	○
		・介護職員及び看護職員:総数は常勤換算方法で、入所者の数が3又はその端数を増すごとに1以上、うち看護職員は1以上 ※介護職員のうち1人以上は常勤 ※看護職員のうち1人以上は常勤(サテライト施設では常勤換算方法で1以上。)	○
		・昼間:ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置	○
		・栄養士:1以上(サテライト施設では置かないことができる。)	○
		・機能訓練指導員:1以上(サテライト施設では置かないことができる。)	○
		・介護支援専門員:1以上(サテライト施設では置かないことができる。)	○
設備基準	共通基準	消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。 ※訪問系サービス以外の全てのサービスが対象	○
	個別基準	・居室 ※1の居室等の定員は、1人とする ※入所者1人当たり床面積は10.65㎡以上 ※ブザー又はこれに代わる設備を設けること。	○
		・共同生活室 ※入居定員×2㎡以上	○
		・洗面設備及び便所 ※居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。	○
		・浴室 ※要介護者が入浴するのに適したものとすること。	○
		・医務室(サテライト施設では設置義務なし。) ※医療法第1条の5第2項に規定する診療所	○
		・廊下幅 ※1.5m以上 ただし、中廊下の幅は1.8m以上	○
運営基準	共通基準	・非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うこと。	○
		・運営推進会議を設置すること。	○

注:○は申請内容が指定基準を満たしていることを示す。

特別養護老人ホーム コティコート茨木東 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業運営規程

(施設の目的)

第1条 社会福祉法人育福会が設置する特別養護老人ホーム コティコート茨木東（以下「施設」という。）において実施する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態の入所者の意思及び人格を尊重し、入所者の立場に立った適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、地域密着型施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するものとする。
- 2 入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、地域密着型施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとする。
 - 3 入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
 - 4 地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、介護保険施設その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
 - 5 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
 - 6 介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
 - 7 前6項のほか、「茨木市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成24年12月10日茨木市条例第46号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(施設の運営)

第3条 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては、施設の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(施設の名称等)

第4条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 特別養護老人ホーム コティコート茨木東
- (2) 所在地 茨木市鮎川1丁目192-2

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 施設における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤職員、グループホーム コティホーム茨木と兼務)

管理者は、従業者の管理、指定介護老人福祉施設入所者生活介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項において指揮命令を行う。

- (2) 医師 1名(非常勤1名)

医師は、入所者の診療、健康管理及び療養上の指導を行う。

- (3) 生活相談員 1名(常勤1名)

生活相談員は、施設の入退所に係る面接手続き・相談・支援、他の従事者に対する相談助言及び指導、苦情・相談対応、居宅介護支援事業者及び地域包括支援センター等の関係機関との連絡・調整を行う。

- (4) 介護職員及び看護職員

ア 介護職員 15名(常勤10名、非常勤5名)

介護職員は、入所者の心身の状況等を的確に把握し、入所者に対し必要な介護及び世話、支援を行う。

イ 看護職員 2名(常勤1名、非常勤兼機能訓練指導員1名)

看護職員は、医師の診療補助及び医師の指示を受けて入所者の看護、健康管理及び保健衛生業務を行う。また、入居者の機能回復、機能維持に必要な訓練及び援助の業務に従事する。

- (5) 栄養士 1名(常勤1名、非常勤0名)

栄養士は、栄養ケア計画及び栄養計算、献立の立案等を行い入所者に提供する食事の管理、入所者の栄養指導を行う。

- (6) 介護支援専門員 1名(常勤1名、非常勤0名)

介護支援専門員は、入所者の課題分析、サービス担当者会議の開催、適切なサービスが提供されるよう介護計画の作成及び実施状況を把握するとともに、他の介護サービス事業者、医療機関等との連絡・調整を行う。

(7) 事務員 1 名 (常勤 1 名、非常勤 0 名)

事務員は、施設の庶務及び会計事務を行う。

(入居定員並びにユニット数及びユニットごとの入居定員)

第 6 条 施設の入居定員は 29 名とし、ユニット数及びユニットごとの入居定員は次の各号に掲げるとおりとする。

(1) ユニット数 2 ユニット

(2) ユニットごとの入居定員 内訳 1 ユニット 14 名

2 ユニット 15 名

(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の内容)

第 7 条 施設で行う指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の内容は次のとおりとする。

(1) 地域密着型施設サービス計画の作成

(2) 入浴

(3) 排泄

(4) 離床、着替え、静養等の日常生活上の世話

(5) 機能訓練

(6) 健康管理

(7) 相談、援助

(利用料等)

第 8 条 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、入所者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成 18 年厚生労働省告示第 126 号)によるものとする。

2 食事の提供に要する費用については、次の金額を徴収する。

朝食 233 円/回、昼食 627 円/回、

夕食 419 円/回、おやつ 166 円/回

3 居住費については、1 日 2066 円を徴収する。

4 理美容代 カット 2200 円/回 ひげそり付き 2700 円/回

5 その他日常生活において通常必要となるものに係る費用で、入所者が負担することが適当と認められるものの実費について徴収する。

6 前各項の利用料等の支払を受けたときは、入所者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。

- 7 月の途中に入退居があった場合は、日割り計算とする。
- 8 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供の開始に際しては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、入所者の同意を得るものとする。
- 9 法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者又はその家族に対して交付する。

(施設の利用に当たっての留意事項)

- 第9条 入所者は、施設の従業者の指導により居宅生活の継続維持に努め、施設においてサービスを利用する時は他の入所者との共同利用の秩序を保ち、相互の親睦に努めるものとする。
- 2 入所者は、施設においてサービスを利用するときは、共同利用スペースの清潔、整頓、その他環境衛生に協力するものとする。
 - 3 入所者は施設において次の行為をしてはならない。
 - (1) 宗教や信条の相違等で他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の利益を侵すこと。
 - (2) 喧嘩、口論、泥酔等で他人に迷惑を及ぼすこと。
 - (3) 施設の秩序若しくは風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
 - (4) 指定した場所以外で火気を用いること。
 - (5) 故意に施設若しくは物品に損害を与え、又は物品を持ち出すこと。
 - (6) 他の入所者の不利益となる情報を漏らすこと。
 - 4 現金、貴重品の管理は自己の責任において行うこと。

(緊急時等における対応方法)

- 第10条 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておくものとする。
- 2 入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
 - 3 入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第 11 条 施設は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年 2 回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(衛生管理等)

第 12 条 入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行うものとする。

- 2 感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるものとする。また、これらを防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つものとする。

(苦情処理)

第 13 条 施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

- 2 施設は、提供した指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に関し、介護保険法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 施設は、提供した指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(運営推進会議)

第 14 条 施設が行う指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置する。

- 2 運営推進会議は利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、施設が所在する圏域の地域包括支援センターの職員及び指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者等により構成するものとする。
- 3 運営推進会議の開催はおおむね 2 月に 1 回以上とする。
- 4 運営推進会議は指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会とする。

(虐待防止に関する事項)

第 15 条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 施設は、サービス提供中に、従業者又は養護者（入所者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する。

(身体拘束)

第 16 条 施設は、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

2 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(個人情報の保護)

第 17 条 施設は、入所者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 施設が得た入所者の個人情報については、施設での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて入所者又はその代理人の了解を得る。

(その他運営に関する重要事項)

第 18 条 従業者は、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持する。

2 施設は、従業者であった者に、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持させ

るため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

- 3 施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から5年間保存するものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人 育福会 と施設の管理者との協議に基づいて定める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

日常生活圏域



